

令和元年 9 月 19 日

地質汚染御担当者 様

特定非営利活動法人 日本地質汚染審査機構

理事長 楡井 久

## 研修会のご案内

拝啓

仲秋の候、貴機関におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本法人の活動にご理解をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 14 年制定の土壤汚染対策法（以下、土対法と呼ぶ）は、法改正の度に汚染評価が変更されますが、その都度評価が変わる土対法スパイラルに陥り、その結果、地質汚染現象としては複雑になっています。工場の浄化跡地でも、本来綺麗にされたものと思って購入するものです。しかし、購入後に深刻な地質汚染問題に襲われることもあります。この問題に、知らずに行政機関の職員や環境省認定の土壤汚染技術管理者が関与している可能性もあります。そして、これらの問題を抱えた土地の売買に関することで訴訟も増加する傾向にあります。

これらの原因のひとつに、土対法の調査法である土の分析試料採取手法が、汚染源（癌病巣）や汚染の拡大機構（癌転移）の解明目的とは根本的に異なることをあげられます。この土対法の調査法（無単元調査法）は、土の分析試料を地表から 0.5m、1m、2m、3m・・・といったように画一的に採取する方法です。その深度に汚染（癌細胞）が有るか無しかだけの調査法で、科学性に乏しいため、汚染機構解明（病理学的診断）ができません。結果的には汚染浄化でもどこかで妥協することになり、汚染問題の解決は、その場かぎりのさじ加減のようです。

そして、この無単元調査法と呼ばれる土対法調査法の最大の問題点は法律で保障されていることです。

日本地質汚染審査機構では、30回に及ぶ地質汚染調査浄化研修会（前 9 回は、日本地質学会関東支部主催）を開催してきています。この研修会は、春の「重金属類・残土石処分地・廃棄物処分地診断に関わる地質汚染調査浄化技術研修会」（18回開催）と、秋の本研修会とで 1 年に 2 回行われます。これらは、地質汚染源の特定と汚染拡大をも含めた地質汚染機構解明を単元調査法 (<http://www.npo-geopol.or.jp/tangen.htm>) の実習とともに習得できる研修会です。是非ご参加ください。

敬具



~~~~~

特定非営利活動法人 日本地質汚染審査機構

262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 5 丁目 24-1 ローズハイツ 1 号

Tel : 043-213-8507 Fax : 043-213-8508

E-mail : [office@npo-geopol.or.jp](mailto:office@npo-geopol.or.jp)

<http://www.npo-geopol.or.jp/>

~~~~~